**平成２１年（フ）第４３４号**
山口県下関市清末五毛１丁目５番26号　リベラル101号
債務者　横山　卓也
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第４３９号**
山口県下関市上田中町１丁目９番15号、前住所愛知県豊川市久保町川上４番地の３
債務者　谷川　浩司
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第４４０号**
山口県下関市豊浦町大字厚母郷大休庵41―10ヒルズ梅ヶ峠103号室、住民票上の住所山口県下関市豊浦町大字川棚6687番地１
債務者　平川　貴大
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第４５４号**
山口県下関市新地町４番５―1008号　アミティビブレ下関
債務者　山田　充克
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第２９０号**
福島県いわき市内郷宮町金坂233番地の３
債務者　森　　弘
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第２９１号**
福島県いわき市内郷宮町金坂233番地の３
債務者　森　　博子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第３３４号**
富山市諏訪川原３丁目２番３号　スワビル４―Ａ
債務者　五十嵐壽信
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第８１０８号**
大阪府豊中市中桜塚１丁目14番39号
債務者　小柳憲次郎
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８３８５号**
大阪市住吉区万代６丁目４番17号
債務者　佐藤伊佐男
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８３８７号**
大阪府門真市大池町４番７―302号
債務者　白田カヨ子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８４８５号**
大阪市東淀川区豊新４丁目25番９号　ハッピーハイム倉田３―Ｆ号
債務者　山下　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８７３１号**
大阪市阿倍野区北畠１丁目18番26号　シャトール北畠201号
債務者　荒神　清正
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８９３６号**
大阪市住吉区我孫子東３丁目13番３―503号
債務者　長田　英樹（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９０３０号**
大阪市淀川区加島２丁目７番３―502号
債務者　瀬戸　晴江
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９１６４号**
大阪市鶴見区今津北２丁目９番５号
債務者　山代　建自
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９１８７号**
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―1011号
債務者　安川　　清
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９１９９号**
大阪市東淀川区淡路３丁目６番８号　淡路ガーデンハイツ202号
債務者　小西　大介
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部